

高松市・国分寺町合併協議会

第 1 回会議

参考資料

参 考 資 料 目 次

資料 1	市町村の合併の特例に関する法律の概要 -----	1
資料 2	市町合併の手續の概要 -----	6
資料 3	高松市・国分寺町の主なデータ等 -----	7
資料 4	高松市・国分寺町合併協議会設置の経緯 -----	8

市町村の合併の特例に関する法律の概要

(昭和40年3月29日法律第6号)

(総務省ホームページから)

(平成17年3月31日までに行われた市町村の合併について適用)

1 趣 旨 (第1条)

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

2 合併協議会 (第3条)

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置する。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任する。このほか、委員については、請求代表者又は同一請求代表者を加えることができる。

3 住民発議制度 (第4条、第4条の2)

有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。

全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

合併協議会設置協議についての議会審議においては、請求を行った代表者は意見を述べる機会を与えられなければならない。

議会の審議において合併協議会設置協議が否決された場合には、市町村長による請求又はこれがなかった場合における有権者の6分の1以上の署名による請求により、合併協議会設置協議について、選挙人の投票に付するよう請求することができる。住民投票により有効投票総数の過半数の賛成があったときは、議会の議決があったものとみなす。

4 市町村建設計画 (第5条)

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができる。

なお、住民発議により設置された合併協議会においては、市町村建設計画の作成等の状況を、合併協議会の設置の日から6ヶ月以内に請求代表者に通知するとともに、公表しなければならない。

5 市となるべき要件の特例 (第5条の2、第5条の3、附則第2条の2)

平成16年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための要件を、人口3万人以上とするとともに、連たん要件等の人口以外の要件を不要とする。

平成16年4月1日から平成17年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための人口に関する要件は、4万人以上とする(連たん要件等の人口以外の要件は必要)。

なお、市の全域を含む区域をもって平成17年3月31日までに行われる新設合併にあっては、市制施行のための要件をいずれか備えていない場合でも備えているものとみなす。

6 **地域審議会**（第5条の4）

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会（地域審議会）を置くことができる。

7 **議会の議員の定数・在任に関する特例**（第6条、第7条）

(1) 新設合併の場合

1) 定数特例を活用する場合（設置選挙を実施）

合併市町村の議員定数の2倍まで定数増（最初の任期）

2) 在任特例を活用する場合

合併前の議員が2年までの期間在任が可能

(2) 編入合併の場合

1) 定数特例を活用する場合（増員選挙を実施）

増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

定数増： $(\text{編入先の旧定数}) \times (\text{被編入の旧人口}) / (\text{編入先の旧人口})$

増員選挙による任期：編入先の市町村の議員の残任期間

2) 在任特例を活用する場合

編入先の議員の任期まで在任が可能

さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

8 **市町村の議会の議員の退職年金に関する特例**（第7条の2）

関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件（在職12年以上）を満たすこととなる者は、当該要件を満たしているとみなす。

9 **農業委員会の委員の任期等に関する特例**（第8条）

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができる。

10 **職員の身分の取扱い**（第9条）

一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない。

11 **一部事務組合等に関する特例**（第9条の2）

一部事務組合又は広域連合の構成団体のうち一団体以外のすべての市町村が、新設合併又は編入されることにより廃止される場合には、関係地方公共団体の協議による規約の改正等によって、合併後も当該一部事務組合又は広域連合が存続することができる。

12 **地方税に関する特例**（第10条）

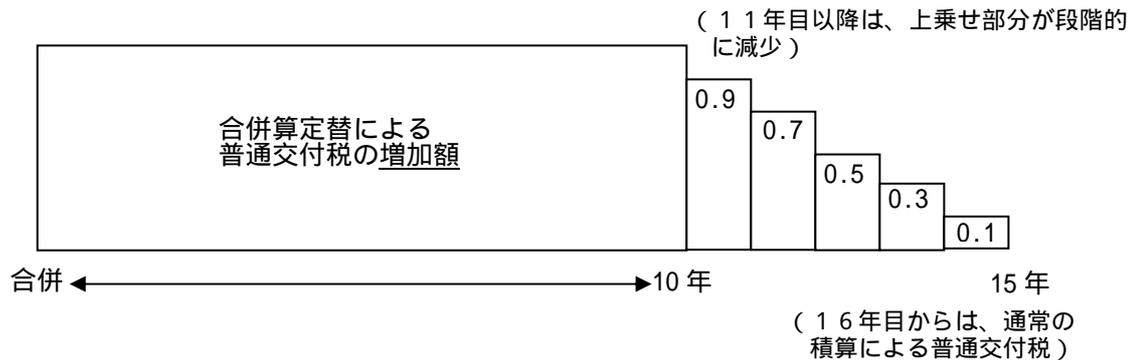
合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

合併により新たに人口30万人以上の市となった場合における当該市に対する事業所税の課税団体の指定は合併の日から起算して5年間に行わないものとする。ただし、合併市の人口が、30万人を合併関係市町村の人口のうち最も多いもので除して得た数値に、合併市町村の人口を乗じて得た人口以上となった場合はこの限りでないものとする。

13 **地方交付税の額の算定の特例**（第11条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が

合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。



1.4 **地方債の特例等** (第11条の2)

(1) 市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。

- 1) 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
- 2) 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て

(2) 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。

1.5 **災害復旧事業費の国庫負担等の特例** (第13条)

災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにする。

1.6 **流域下水道に関する特例** (第14条)

流域下水道の関係市町村が、合併により一の市町村となった場合、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの範囲で当該協議で定める期間に限り、当該下水道を流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用する。

1.7 **都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例** (第15条)

一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

1.8 **国、都道府県等の協力等** (第16条)

(1) 国の役割

- 1) 都道府県及び市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- 2) 合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置

(2) 都道府県の責務

- 1) 市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- 2) 市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整
- 3) 市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置

1.9 **合併協議会設置の勧告** (第16条の2)

都道府県知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置の勧告をする場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに、勧告した場合には、その旨を公表しなければならない。

2 0 **特別区に関する特例**（第 1 7 条）

この法律の規定は、地方交付税の額の算定に関する規定（第 1 1 条及び第 1 1 条の 2 第 2 項）を除き、特別区にも適用される。

2 1 **罰 則**（第 1 8 条、第 1 9 条）

合併協議会の設置の直接請求における署名の収集については、署名に関する自由妨害、署名の偽造、署名数の増減、関係書類の抑留・毀損・奪取、違法な氏名代筆行為、違法な手続による署名収集を行った者に対して罰則が適用され、署名の効力を市町村選挙管理委員会において決定する場合には、出頭・証言の拒否、虚偽の陳述を行った者に対して罰則が適用される。

「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」【第27次地方制度調査会】

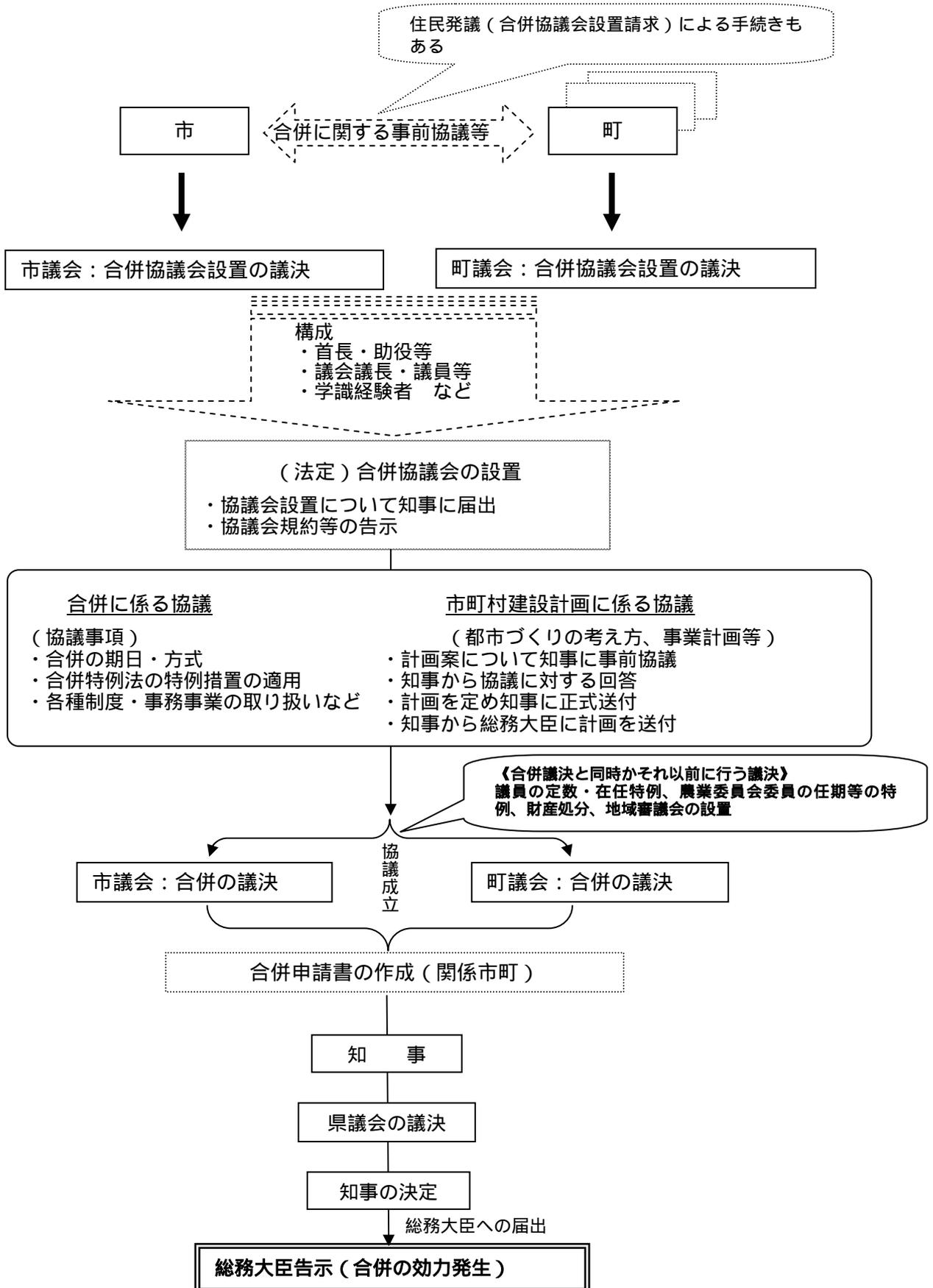
1 平成17年4月以降の合併推進について

- (1) 平成17年4月以降も合併に関する新しい法律を制定し、一定期間さらに合併を推進。合併特例債など、現行の合併特例法のような財政支援措置はとらない。合併に関する障害を除去するための特例は、引き続き残す。
(例) 普通交付税の合併算定替え、地方税の不均一課税、議員の在任特例など
- (2) 平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したときは、現行の合併特例法の規定を適用し、財政支援措置などを講じる。
- (3) 都道府県が市町村合併に関する構想を策定。合併に関するあつせん、勧告を実施。
構想は、現行の合併特例法の下で合併に至らなかったが、基礎自治体の規模・能力の充実を図るため、なお、合併を行うことが期待される市町村を対象。
- ・生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図るための合併
・指定都市、中核市、特例市等を目指す合併
・小規模な市町村に係る合併 等
- 構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、おおむね人口1万人未満を目安。ただし、人口だけでなく、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮。

2 地域自治組織について

市町村内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を市町村の判断によって設置することができることとすべき。

市町合併の手続の概要



高松市・国分寺町の主なデータ等

項 目		高 松 市	国分寺町	備 考
市・町制施行		明 23.2.15	昭 30.3.20	
市・町の花		つつじ	さつき	
市・町の木		黒松	松	26.25・
面 積		194.34 km ²	26.25 km ²	平成 15 年 4 月 1 日現在
人 口	総 人 口	332,865 人	23,158 人	平成 12 年 10 月 1 日 国勢調査
	15 歳未満 (割合)	50,107 人 (15.1%)	4,014 人 (17.3%)	
	15～64 歳 (割合)	223,684 人 (67.2%)	15,629 人 (67.5%)	
	65 歳以上 (割合)	58,609 人 (17.6%)	3,515 人 (15.2%)	
世 帯 数		131,370 世帯	7,592 世帯	
人口密度(1・)		1,712.9 人	882.2 人	
産 業 別 就 業 人 口	総 計	164,563 人	11,587 人	
	第 1 次産業 (割合)	5,534 人 (3.4%)	550 人 (4.7%)	
	第 2 次産業 (割合)	34,862 人 (21.2%)	3,091 人 (26.7%)	
	第 3 次産業 (割合)	123,127 人 (74.8%)	7,939 人 (68.5%)	
	区分不能 (割合)	1,040 人 (0.6%)	7 人 (0.1%)	
財政力指数		0.854	0.608	平成 14 年度
歳出決算額 (住民 1 人当たり)		112,398 百万円 (336 千円)	5,824 百万円 (240 千円)	平成 14 年度決算 (普通会計)
議員数		40 人	16 人	
職員数		3,340 人	203 人	平成 15 年 4 月 1 日現在

年齢 3 区分人口については、年齢不詳を除く。

高松市・国分寺町合併協議会設置の経緯

年 月 日	事 項
平成15年 3月19日	「国分寺町の合併を考える会」から国分寺町長に対し、合併特例法に基づき、高松市を合併対象市町村とする合併協設置請求書が提出される。 有効署名数 1,370人（有権者数の7.28%）
平成15年 3月24日	国分寺町長から高松市長に対し、同合併協議会の設置について高松市議会に付議するか否かの意見照会が行われる。
平成15年 5月20日	高松市長から国分寺町長に対し、住民発議による合併協議会設置を議会に付議する旨の回答が行われる。
平成15年 6月27日	国分寺町議会において、合併協議会設置議案が否決される。
平成15年 7月 9日	高松市議会において、合併協議会設置議案が可決される。
平成15年 9月26日	国分寺町の住民から、国分寺町選挙管理委員会に対し、高松市を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての住民投票の請求が提出される。 有効署名数：5,556人（有権者数の29.28%）
平成15年10月26日	国分寺町において合併特例法に基づく合併協議会設置協議についての住民投票が実施される。 （有権者数：18,619人 投票率：61.66%） ・合併協議会設置に賛成の得票数：6,192票 ・合併協議会設置に反対の得票数：5,216票
平成15年12月24日	高松市長と国分寺町長が、合併協議会規約に関する協議書に調印し、同日付けで規約が施行され、高松市・国分寺町合併協議会が設置される。